

Ⅱ 後期基本計画

1 後期基本計画の方向性

第五次北本市総合振興計画基本構想では、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続く想定の下、「人口の変化を捉えたまちづくり」に取り組む必要があることを掲げています。そして、住民の年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進めることで、人口減少への対応を図ることとしています。

このことを踏まえ、後期基本計画では、「人口減少への対応を図ること」を最優先課題とし、この課題に対する基本的な考え方を、「人口規模に見合う本市ならではの生活の形を見だし、住民幸福度の向上を重視した市政運営を行うこと」とします。

(1) 人口減少の 主な要因

現在までの人口動態の概略

昭和39年のチサン団地を皮切りに、昭和46年の日本住宅公団北本団地の開発等、昭和中期から平成初期にかけて大規模に住宅供給が促進された結果、人口は大幅に増加しました。

その後、市街化区域の開発用地が限られてくると住宅供給が落ち着き、開発時に移住した住民の高齢化と、進学・就学時等における若年層の都市部への転出が進み、自然動態および社会動態の両面から人口の減少が進んでいます。

① ライフステージに着目して

- 市内には高等学校が1校ありますが、義務教育を修了するとほとんどの子どもが市外の高等学校等に進学するため、成長とともに市や地域との結びつきが徐々に薄れていき、大学・専門学校等への進学、就職、結婚といった節目に、都市部を中心とした他の自治体へ多くの若者が転出する傾向があります。
- 住宅の購入に当たり、近隣で同世代との関係を築きやすい分譲等のまとまった規模の住宅地が多くないことから、子育て世帯が分譲地等を求めて転出する実態があります。
- 昭和中期から平成初期にかけて多くの人が転入し、住宅都市として人口が増加してきた経緯から、本市に故郷としてのバックグラウンドを持つ人が多いとはいえ、その子ども世代を中心に、本市が生涯を通した住み家とならないことや、Uターンによる転入が増加しにくい実態があります。

② 構造的な要因

- 本市における住宅は民間主導で供給され、それとともに人口が爆発的に増加してきた経緯があります。市としては、人口が増加する状況下で、住居や仕事、交通、衣・食、医療、福祉、教育等に係る政策を有機的に結び付け、都市計画に沿って計画的に人口流入策を展開することが必ずしもできなかったこと等により、人口の年齢構成に偏りが生じ、急激な人口減少局面を招来することとなりました。

(2) 主な課題

①人口減少が進んだ結果として生じる主な課題

- 年少人口の減少に伴い子ども同士で遊び関わり合う機会が減少することに対し、地域を場とした多くの人との学び・体験等を通して、社会を支える多彩な人材の自立・育成の支援を行うことが必要です。
- 生産年齢人口の減少に伴い労働力が不足することに対し、市内企業等と住民との就労マッチングの機会や、就労希望のある子育て世帯や障がいのある人等への就労支援を充実する等し、市内の経済規模の維持を図ることが必要です。
- 人口が増加した平成初期に整備した公共施設等は老朽化が進み、今後、施設の維持管理に多額の費用が見込まれることから、次世代に負担を先送りしないため、人口規模に見合う適正な配置を進めていくことが必要です。
- 歳入や行政職員が漸減することに対して、財政基盤を強化するとともに、適宜組織の見直しを図るほか、多様な主体とのパートナーシップを通して事業のクオリティを維持向上することが必要です。

②暮らしやすさからみた主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都心部に在住する人の地方への移住志向が高まっています。特に、自然環境の豊かな地域への転職なき移住の関心が高まっていることを受け、移住希望者を受け入れる下地をつくる必要があります。
- 日常生活において、対価の伴う利便性の高いサービスの提供が進むこと等により、地域社会での交流の必要性が低くなり、住民同士の関係性の希薄化や、地域における活動の担い手の減少が懸念されます。主体的に行動することで幸福感を得る自己実現の観点から、多くの人々が自らの知識や技術を生かして、地域社会・経済活動等において活躍できる機会と場を設けていくことが必要です。
- 人口の3割強を占める高齢者の生活課題として、近隣に家族が居住していない人や、家族・友人以外に生活上の相談をする相手がない人が多くいることから、一人暮らしの認知症状を持つ人や生活に困窮する人の増加が予想されます。このため、医療・介護の連携や福祉的支援に取り組むだけでなく、地域での交流等を通して介護予防に徹底して取り組むことで、健康の維持や地域での孤立等を解消することが必要です。
- 自然災害に強い地盤を持つ特徴をさらに生かすため、自然災害の発生時にも日常と変わらない生活を維持することができるようハード・ソフトの両面を充実させることが必要です。
- 現在稼働するごみ焼却施設の老朽化が著しいため、環境に配慮しながら、住民の利便性に優れた施設の整備を進めていくことが必要です。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資
料
編

(3) 将来都市像の実現へ向けて

市の主な課題を踏まえ、将来都市像を実現するための方向性を以下のとおりとします。

① 「“みどり” 豊かで災害に強いまち」のロールモデルに！

- 自然災害への強度を高める視点から、まちと調和した自然環境の充実を図ります。
- 自然災害に対して、関東有数の強度を持つ優位性を生かした住宅環境の整備に取り組みます。
- 災害時においても日常生活の機能を維持するため、社会インフラの整備や地域社会の機能充実等を図り、市の総合的な災害対応力を高めていくことで、安心して暮らすことのできる環境をつくります。

② 人の近接によりまちの活力を生み出すこと

人が自らの行動により人とつながる地域社会をつくること、住民の幸福感を高めるとともに、若者を惹きつけるまちへ発展するとの考えから、共助や社会的包摂を醸成させる交流や、商・工・農等のあらゆる産業従事者が連携することのできる交流を生み出します。

- 人口構成の変化を踏まえて、従来の自治・相互扶助活動だけでなく、社会教育の取組等を通して、まちづくり、地域福祉、教育、地域防災等の活動を継続的に実施するとともに、実践する組織への支援を行います。
- 人と異なる考えや趣向と交わる機会を設けること等により、新たな経済活動の創出へ向けた支援を行います。
- 人格や個性が尊重される仕組みを整え、高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ、あらゆる人が社会参加することのできる地域社会を目指します。

③ 暮らしやすさを追求した基盤の整備

- インフラストラクチャー、空き家・空き店舗、自然環境等の既存ストックの活用を図り、環境に配慮した持続可能な都市基盤の整備を進めます。
- 地域・福祉・産業等に係る活動や、交通の利便性向上策の検討等を通して、いつでもほかに頼れる場や機能をいくつもつくることで、誰もが暮らしやすい生活上の基盤づくりを進めます。
- 人口減少の要因を踏まえ、住民の生活様式に合致する都市計画のあり方について検討します。

(4)
5つの強化策

将来都市像の実現へ向けた取組の実効性を高めるため、「5つの強化策」に取り組めます。

① 財政基盤の強化

- ふるさと納税やクラウドファンディング*といった取組を増強するほか、新たに地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に取り組む、歳入を確保します。
- PPP（官民連携）事業の効果的な活用や、公共施設をはじめとした行政財産の適切な維持管理等により、財政計画に沿った健全な財政運営を行います。

② 人・組織の強化

- 各部署において求められる職能を明確にし、適所適材を実践します。
- ビジョンを描き複数の領域をつないで形にすることが求められる「自治体DX*の推進」や「地域共生社会*の構築」等において、地域社会や民間企業等と連携して実行に移せる人材や、文脈を適切に理解し“目的”にこだわり業務を進めていくことのできる人材等、本計画実行上の要となる人材の育成・採用に注力します。
- データ分析・活用のスキルを持った人材を育成・確保します。

③ クオリティの向上

- 事業の実施に当たっては、全体像について合意した後は、コミュニケーションを取りながら改善を繰り返し、段階的に意思決定をすることで、その精度を高めていきます。
- 市民をはじめ、市民団体、国、他の地方公共団体、教育関連機関、企業、NPO等とパートナーシップを構築し、それぞれの専門性を生かして質と効率を高めるマネジメントを行うことで、地域の価値や住民の満足度の最大化を図ります。
- 倫理的に配慮しながら行動科学の知見を活用し、住民の日常生活における自発的な行動変容を促進する取組を進めます。
- オンライン調査を活用して住民の考えを適宜確認し、各事務事業へ反映することで、その効果を高めます。

④ SDGsの推進

- 市の風土を踏まえた循環型の地域社会の形成や、あらゆる人々が活躍できる機会の創出等を内容としたSDGs推進に係る方針を策定し、そのことに沿った取組を推進します。

⑤ DX*の推進

- 国のデジタル・ガバメント実行計画や自治体DX推進計画を基に、DX*に係る全体戦略（グランドデザインの構想）を策定し、行政手続や業務の効率化を行った上で、民間企業等とともにデジタルを活用した取組を進めていきます。

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

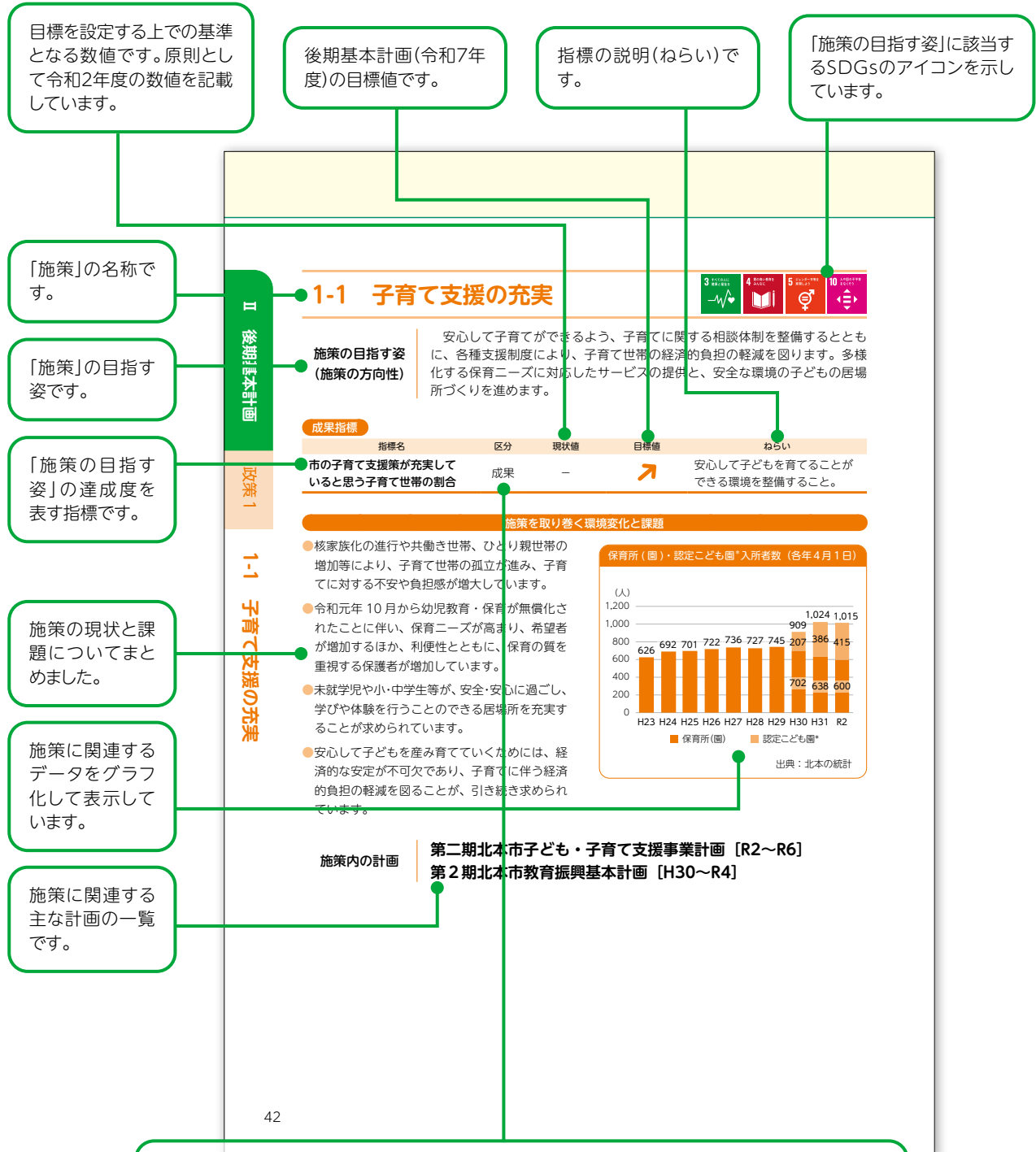
政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・し・こ
創生総合戦略

資
料
編

2 計画書のみかた



目標を設定する上での基準となる数値です。原則として令和2年度の数値を記載しています。

後期基本計画(令和7年度)の目標値です。

指標の説明(ねらい)です。

「施策の目指す姿」に該当するSDGsのアイコンを示しています。

「施策」の名称です。

「施策」の目指す姿です。

「施策の目指す姿」の達成度を表す指標です。

施策の現状と課題についてまとめました。

施策に関連するデータをグラフ化して表示しています。

施策に関連する主な計画の一覧です。

1-1 子育て支援の充実

施策の目指す姿(施策の方向性)
安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	成果	-	↑	安心して子どもを育てることができる環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等により、子育て世帯の孤立が進み、子育てに対する不安や負担感が増大しています。
- 令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、保育ニーズが高まり、希望者が増加するほか、利便性とともに、保育の質を重視する保護者が増加しています。
- 未就学児や小・中学生等が、安全・安心に過ごし、学びや体験を行うことのできる居場所を充実することが求められています。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが、引き続き求められています。

保育所(園)・認定こども園*入所者数(各年4月1日)

年度	保育所(園)	認定こども園*
H23	626	909
H24	692	1,024
H25	701	1,015
H26	722	386
H27	736	600
H28	727	702
H29	745	638
H30	207	415
H31	702	600
R2	386	415

出典：北本の統計

施策内の計画
第二期北本市子ども・子育て支援事業計画 [R2~R6]
第2期北本市教育振興基本計画 [H30~R4]

成果指標をその特性により次の3つに区分しています。

成果	令和7年度で目指すべき目標値を設定したもの。
比較	全国平均、埼玉県平均、近隣または同規模市平均と比較したときに、同等以上の水準になるように目標値を設定したもの。
基準値	国や専門機関で望ましい水準が指定されている場合に、同等以上の水準となるように目標値を設定したもの。

「基本事業」の名称です。

「基本事業」のねらい、目指す姿です。

「基本事業」における取組のうち、主なものを掲載しています。

基本事業の目指す姿の達成度を表す指標、現状値、後期目標値等を示しています。

後期基本計画において重点分野とする基本事業には、名称の欄に「重点」のマークを入れています。

II 後期基本計画 | 1-1 子育て支援の充実

基本事業		I 序論		II 後期基本計画	
1-1-1 重点 保育サービスの充実	通常保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。 主な取組・・・民間保育所への運営補助、小規模保育事業の開設支援、特別保育(延長保育・病児保育・病後児保育等)の実施、公立保育所の建替え	成果比較基準値	29人	0人/年	政策 1
	指標名	区分	現状値	目標値	
	保育所(園)待機児童数	成果比較基準値	29人	0人/年	
	市の保育サービスが充実していると思う利用者の割合	成果	-	↑	
1-1-2 重点 子どもの居場所づくり	安全・安心な環境で過ごし、心身ともに健康に育っています。 主な取組・・・児童館の運営、放課後児童クラブ(学童保育)・放課後子ども教室の充実、地域子育て支援拠点の運営、ファミリー・サポート・センターによる預かり	成果	-	↑	政策 2
	指標名	区分	現状値	目標値	
	子どもの放課後等の居場所があると 思う保護者の割合	成果	-	↑	
1-1-3 重点 子育て不安の解消	・必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。 ・子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。 主な取組・・・乳児家庭全戸訪問の実施、子どもの発達に関する相談、子育て世代包括支援センターの運営	成果	-	95.0%	政策 3
	指標名	区分	現状値	目標値	
	子育てについて相談する機関・人がいる子育て世帯の割合	成果	-	95.0%	
1-1-4 重点 子育ての経済的負担の軽減	各種支援制度により経済的負担が軽減されています。 主な取組・・・多子世帯・ひとり親世帯への給付、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費および交通遺児手当の支給、ベビーベッド等の貸出し	成果	6.5%	↑	政策 4
	指標名	区分	現状値	目標値	
	一般会計に占める子育て支援策に係る予算の割合	成果	6.5%	↑	

第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

資料編

43

指標をその特性により次の3つに区分しています。

成果	令和7年度で目指すべき目標値を設定したもの。
比較	全国平均、埼玉県平均、近隣または同規模市平均と比較したときに、同等以上の水準になるように目標値を設定したもの。
基準値	国や専門機関で望ましい水準が指定されている場合に、同等以上の水準となるように目標値を設定したもの。